

平成 30 年度群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ
手話通訳者養成研修実施要項（案）

1 目的

手話通訳者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援し、もって聴覚障害者の福祉増進に資することを目的とします。

2 主催 群馬県、前橋市、高崎市

3 実施機関 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

4 対象者

群馬県内に居住し、手話通訳者全国統一試験（以下、統一試験という）及び群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ手話通訳者認定試験（以下、認定試験という）を受験する意思があり、全日程に出席できる下記に該当する者。

基本コース	選考により決定する。（市町村で開催する手話奉仕員養成講座入門課程・基礎課程を修了するなど、聴覚障害者と手話で日常会話が可能な者。さらに手話サークル等で 2～3 年の活動経験があると望ましい。）
応用コース	基本コースを修了した者
実践コース	応用コースを修了した者

※本研修は手話を学ぶための研修ではありません。手話を初めて習う方、手話の技術向上を目指したい方は、お住まいの地域の手話奉仕員養成講座等を受講してください。

5 研修の種類と受講定員

基本コース 全 33 回 定員 20 名

応用コース 全 33 回 定員 20 名

実践コース 全 18 回 定員 20 名

※各コースとも受講者の人数によっては中止させていただく場合があります。

6 受講料 無料。但し、教材費は受講者負担。

7 会場 群馬県社会福祉総合センター （前橋市新前橋町 13-12）

8 研修日時

【講義】 基本、応用、実践コースは各3回

基本コース 平成30年5月12日、8月25日、10月6日の毎回土曜日
午前10時00分～正午

応用コース 平成30年5月12日、8月25日、10月6日の毎回土曜日
午後1時30分～3時30分

実践コース 平成30年5月12日、7月21日、9月1日の毎回土曜日
午後1時00分～3時00分

【実技】

基本コース 30回

午後の部 5月17日～12月13日、毎週木曜日（但し、8月16日除く）
午後1時30分～3時30分

夜間の部 5月15日～12月11日、毎週火曜日（但し、8月14日除く）
午後7時00分～9時00分

応用コース 30回

午前の部 5月17日～12月13日、毎週木曜日（但し、8月16日を除く）
午前10時00分～正午

夜間の部 5月17日～12月13日、毎週木曜日（但し、8月16日を除く）
午後7時00分～9時00分

実践コース 15回

5月15日～8月28日、毎週火曜日（ただし、8月14日を除く）
午後7時00分～9時00分

9 受講申し込み方法及び申込先

往復はがきに郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・受講コースを記入し下記宛に郵送してください。

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 手話通訳者養成研修係

10 申し込み受付期間

平成30年3月16日(金) ～4月3日(火) 必着

11 修了証の交付

基本、応用、実践コースとも実技に 80%以上かつ全講義に出席し、館長が認めた者に修了証を交付します（ただし講義欠席の場合はレポート提出により出席扱いとする）。

12 その他

- (1) 受講の可否については受講申し込み受付け後に連絡します。受講希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 基本コース受講申込者は、4月17日（火）に実施する選考後に連絡します。選考の詳細は別途連絡します。申し込み後4月10日（火）までに選考について連絡がない場合は下記連絡先までお問い合わせください。
- (3) 既に修了したコースの「聴講」を希望される方は「〇〇コース聴講希望」と明記してください。人数の可能な範囲で受け付けます。
- (4) 不明なことは下記へお問い合わせください。

<連絡先> 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

〒371-0843

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階

TEL 027-255-6633

FAX 027-255-6634

URL <http://www.gunma-comipura.jp/>